

指定居宅介護支援 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-404-7901 (午前9時から午後5時まで)
担当 三浦 征嗣 ※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. 小室在宅支援センター南生苑の概要

①居宅介護支援の指定事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	小室在宅支援センター南生苑
所在地	千葉県船橋市小室町 3319-2
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援事業 1270910449 号
サービスを提供する地域	千葉県船橋市及び近隣市

② 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名	0名	事業所の管理 居宅介護支援
介護支援専門員	1名以上 (管理者含む)	0名	居宅介護支援

③ 営業時間

月曜日～金曜日	午前9時～午後5時
◎休業日及び時間外は、転送・転送先番号案内・留守番電話で24時間対応いたします。	

*土日・祭日、および12月29日から1月3日までは休業とさせていただきます。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容 [船橋市の場合]

- ①指定居宅介護支援事業所一覧より居宅サービス計画を作成依頼する事業所を選びます。
- ②選んだ事業所に連絡し契約内容等をよく確認していただき、納得された上で居宅サービス計画の作成を依頼する旨の同意を得ます。
- ③選んだ事業所名を記入した《居宅サービス計画作成依頼届出書》を、保険者である船橋市・介護保険課に提出します。
※届け書の提出は、居宅介護支援事業所に提出を依頼することができます。また船橋市・介護保険課の窓口へ郵送等、直接提出していただいても結構です。
- ④船橋市・介護保険課より事業所の記載された『介護保険被保険者証』が郵送されます。
- ⑤『介護保険被保険者証』を選んだ事業所に提示し、正式に《居宅サービス計画》の作成を依頼します。
※その際、利用者と事業所の間で契約書を取り交わしていただきます。

- ⑥依頼を受けた事業所の介護支援専門員が、適切な方法（課題分析）により利用者が現在、抱える問題点等を明確にし、利用者や家族のご希望を取り入れた《居宅サービス計画》を作成し、利用者に提示いたします。
- ⑦《居宅サービス計画》を作成した事業所は、《居宅サービス計画》に基づいた《サービス利用票・別表》を作成し利用者にお渡しします。
- ⑧『介護保険被保険者証』と《サービス利用票・別表》を利用予定(月単位)のサービス提供事業所に提示することにより、サービスを利用することができます。
*《居宅サービス計画》は利用者ご自身、家族で作成することも可能です。その際には船橋市・介護保険課へご相談下さい。
- ⑨文書で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による保存や対応等をさせて頂く場合があります。

4. 介護サービスについて

利用者は、居宅サービス計画等に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を介護サービス計画等に位置付けた理由の説明を求めることができます。

5. 医療機関との連携

- ①サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主事の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
 - ②利用者の同意を得て、主治の医師又は歯科医師の意見に基づき、介護サービス計画等を作成した際には、当該介護サービス計画等を主治の医師又は歯科医師に交付します。
 - ③利用者及びその家族は、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、居宅介護支援事業所の職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようお願い致します。
- ※入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

6. 利用料金

◎種 類

利用料(居宅サービス計画料)

要介護認定を受けられた利用者の利用料金は次の表の通りです。但し介護保険制度から全額給付されるので自己負担金はありません。

保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月につき一律下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、船橋市・介護保険課の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

要介護度	利用料金
要介護度1・2	¥11,772
要介護度3・4・5	¥15,295

所定の要件を満たした場合、次の表の通り加算料金を頂きます。加算料金も介護保険制度から全額給付されるので自己負担金はありません。

加算項目	利用料金
初回加算	¥3,252
特定事業所加算Ⅰ	¥5,625
特定事業所加算Ⅱ	¥4,563
特定事業所加算Ⅲ	¥3,501
特定事業所加算A	¥1,231
特定事業所医療介護連携加算	¥1,355
入院時情報連携加算Ⅰ	¥2,710
入院時情報連携加算Ⅱ	¥2,168
退院・退所加算(カンファレンス参加無1回目)	¥4,878
退院・退所加算(カンファレンス参加無2回目)	¥6,504
退院・退所加算(カンファレンス参加有1回目)	¥6,504
退院・退所加算(カンファレンス参加有2回目)	¥8,130
退院・退所加算(カンファレンス参加有3回目)	¥9,756
通院時情報連携加算	¥542
緊急時カンファレンス加算	¥2,168
ターミナルケアマネジメント加算	¥4,336

7. サービスの利用方法

A. サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

B. サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出いただいた後、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

利用者またはその身元引受人ないしご家族（内縁関係等の関係者を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を事業所に対してなし、事業所の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めるときは、利用者に対して、文書による通知によりこの契約を解除します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援1、2及び非該当（自立）と認定された場合。＊この場合は地域包括支援センターとの契約になります。
- ・長期入院等の場合。
- ・担当する介護支援専門員が退職する等した場合に、事業所内で代替する支援員を用意できない場合
- ・その他、本契約に基づきサービス提供を継続することが不可能ないし著しく困難となる特段の事情があるとき。

④その他（次の事由に当てはまる場合、文書で通知することにより、この契約を解約させていただきます）

- ・利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる、性的な発言等）及びモラルハラスメント（言葉や態度などによる、精神的な暴力や嫌がらせ等）のハラスメント行為を行い、その状態が改善されない場合。その危害の発生または再発生を防止することが、著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

8. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

A. 運営の方針

- ①事業所の介護支援専門員は、要介護者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的、効率的に提供される援助を行います。
- ②事業の実施にあたっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業所、指定居宅サービス事業所、その他の者との連携に努め、常に利用者の立場にたって利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に著しく偏することのないよう、公正中立に行われるよう努めます。

B. 居宅支援の実施概要等

居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境・要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともにサービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は当該施設等への紹介を行います。

9. 秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たお客様やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。なお、介護サービスが適切且つ円滑に提供されますよう、サービス事業者にお客様やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には事前にご了解を頂きます。

10. サービス内容に関する相談・苦情

お客様相談・苦情受付体制

当事業所の居宅介護支援に関するもの、及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

受付担当者：三浦 征嗣
解決責任者：梶川 裕博

電話：047(404)7901
FAX：047(404)7903

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

船橋市介護保険課 電話：047(436)2302
千葉県国民健康保険団体連合会苦情処理係 電話：043(254)7407

11. 事故発生時の対応

- ① 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- ② 損害賠償の責に帰すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

13. 業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

14. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

15. 身体拘束等の適正化

利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない事とし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 名称・法人種別

社会福祉法人 南生会

代表者役職・氏名 理事長 藤代 孝七

所在地／電話番号 千葉県船橋市古和釜町430番地1／047(457)8660

営業所数等	介護保険施設（特別養護老人ホーム）	2カ所
	居宅介護支援事業	3カ所
	通所介護	3カ所
	短期入所生活介護	2カ所
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1カ所
	在宅介護支援センター（船橋市委託事業）	1カ所
	地域包括支援センター（船橋市委託事業）	1カ所
	保育園	3カ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業所 所在地 千葉県船橋市小室町 3319-2

名称 社会福祉法人南生会 小室在宅支援センター南生苑

説明者 所属 小室在宅支援センター南生苑

氏名 _____ ㊟

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者) 住所 _____

氏名 _____ ㊟

代理人) 住所 _____

氏名 _____ ㊟

※自署の場合は押印省略可